相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市田尻一六二番地五、最後の住所和歌山県和歌山市田尻一六二番地の五　被相続人　亡　垣内尻映子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

事務所和歌山市十番丁一二番地十番丁ビル五階　相続財産管理人　弁護士　後　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県日野郡日南町霞九五一番地、最後の住所鳥取県日野郡日南町霞九三一番地　被相続人　亡　佐城美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

鳥取県米子市加茂町二丁目二一九番地　増谷ビル三階　太田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松田　久永

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市五和町二江二七五九番地、最後の住所島根県松江市西津田十丁目一六番四五号　被相続人　亡　安村　勇清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

島根県松江市朝日町四九八番地　松江センタービル五階　松江ちどり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　遠藤　郁哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市三吉町南二丁目八四一番地五、最後の住所広島県福山市日吉台二丁目一五番五―三〇六号ラブリー日吉台　被相続人　亡　川崎　秀良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

事務所　広島県福山市若松町六番一一号弁護士法人ばらのまち法律事務所　相続財産管理人　弁護士　瀬尾　義裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市東城町戸宇二九二番地、最後の住所広島県庄原市東城町戸宇九六一番地一　被相続人　亡　佐々木文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

事務所　広島県庄原市西本町四丁目二〇番一七号バルナシュB二階　相続財産管理人　司法書士　飯田　一生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県阿武郡福賀村第一九四番屋敷、最後の住所山口県阿武郡福賀村第一九四番屋敷　被相続人　亡　安野　スエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

山口県阿武郡阿武町大字奈古二九四〇番地　相続財産管理人　司法書士　**廣石**　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡玉城村字百名一四一九番地、最後の住所沖縄県豊見城市字金良八八番地　被相続人　亡　森山　シズ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

沖縄県那覇市字識名一二五三番地九　相続財産管理人　高良　朋広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県浦添市西原五丁目六六三番地一〇、最後の住所沖縄県浦添市西原五丁目一四番三号　被相続人　亡　具志堅俊樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号　パレットくもじ　弁護士法人アディーレ法律事務所那覇支店　相続財産管理人　弁護士　中野　貴之

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年２月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エンカレッジ・パートナーズ　②東京都知事(2)92085　③代表取締役　形岡剛宏　④東京都港区虎ノ門一丁目２番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門一丁目２番３号　株式会社エンカレッジ・パートナーズ　代表取締役　形岡剛宏

①株式会社アイエヌコーポレーション　②大阪府知事(2)54372　③代表取締役　井上晴義　④大阪府大阪市中央区道修町２―４―３　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区道修町２―４―３　株式会社アイエヌコーポレーション　代表取締役　井上晴義

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十八年二月十七日

一、墳墓等所在地　大阪府大阪市天王寺区生玉寺町五番二九号

一、墳墓等の名称　大善寺墓地

一、死亡者の本籍、氏名及び墓地番号　本籍全て不詳　西川兄弟　七七番、西野元吉　一八七番、小池チヱ子　一九六番

一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市天王寺区生玉寺町五番二九号　宗教法人大善寺　住職　西島　泰史

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

東京都中央区東日本橋一丁目五番一三号　東京メリヤス卸商厚生年金基金　代表清算人　岩田　博